

# 第31回 茨本市新型コロナウイルス対策本部会議

◇ 日 時 令和3年5月28日(金曜日)  
午後8時00分から

◇ 場 所 南館8階 特別会議室

---

## 《次 第》

1 開 会

2 案 件

(1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対応等  
について

(2) その他

3 閉 会

---

令和3年5月28日  
茨木市新型コロナウイルス対策本部会議

## 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対応等について

標記について、大阪府から令和3年5月28日付け災対第1770号で示された「緊急事態措置に基づく要請」等を踏まえ、下記のとおり決定します。

### 記

#### 1 市主催（共催含む）の市民が参加するイベントや集会について

原則、中止しますが、開催する場合は、催物の開催制限並びに適切な感染防止対策を行い実施します。なお、開催状況は市ホームページ等で周知します。

(1) 期 間：6月1日～6月20日

(2) 制 限：① 平日（月～金）

【収容率※1】50%以内かつ【人数上限※1】5,000人

【営業時間短縮】21時まで※2

② 休日（土・日）

無観客・オンライン配信等での開催

（規模や場所に関わらず全てのイベント※3）

※1 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要）

収容定員が設定されていない場合は、十分な人と人との距離（1m）を確保できること

※2 飲食の提供は20時まで

※3 業務上必要なもの等は除く

(3) その他：市主催の事業で中止したイベント参加料は参加予定者に全額返金します。なお、市が財政的支援等を行っている共催事業は、これに準ずる方向で共催者と調整します。

#### 2 公共施設等について

(1) 期 間：6月1日～6月20日

(2) 対 応：原則、休館します。

(3) その他：① 詳細については、別添のとおり

② 当該休館措置に伴うキャンセルは利用料を還付します。

#### 3 参考資料

令和3年5月28日付け災対第1770号「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組みについて」

市公共施設の開館予定表

別添資料

○：通常どおりの開館、△：一部閉館、×：閉館

施設名		5/12 ～5/31 (前回)	対策等	6/1 ～6/20	対策等
庁舎・出張所	本庁・合同庁舎	△	南館1階「情報ルーム」は使用不可。	△	南館1階「情報ルーム」は使用不可。
	北辰出張所	○		○	
斎場		○	座席数を減らすなどの3密対策を講じて開場。	○	座席数を減らすなどの3密対策を講じて開場。
福祉文化会館（オークシアター）		×	貸室予約受付は実施。	×	貸室予約受付は実施。
市民総合センター（クリエイトセンター）		×			
教育センター		×	相談業務については、運用マニュアル等に基づいた感染予防対策を徹底した上で行う。	×	相談業務については、運用マニュアル等に基づいた感染予防対策を徹底した上で行う。
消費生活センター		○		○	
市民活動センター		×	貸室予約受付・相談業務は実施。	×	貸室予約受付・相談業務は実施。
男女共生センターローズWAM		×	貸室予約受付・相談業務（ユースプラザ事業含む）は実施。	×	貸室予約受付・相談業務（ユースプラザ事業含む）は実施。
生涯学習センターきらめき		×	貸室予約受付は実施。	×	貸室予約受付は実施。
保健	保健医療センター	○	感染症予防対策を徹底する。	○	感染症予防対策を徹底する。
	こども健康センター	○			
東保健福祉センター		○	感染症予防対策を徹底した上で事業を実施する。	○	感染症予防対策を徹底した上で事業を実施する。
高齢者福祉	高齢者活動支援センターシニアプラザいばらき	×	休館とする。	×	休館とする。
	福井多世代交流センター	×			
	葦原多世代交流センター	×			
	沢池多世代交流センター	×			
	西河原多世代交流センター	×			
	南茨木多世代交流センター	×			
	いきいき交流広場	×	休所とする。	×	休所とする。
	コミュニティデイハウス	×	閉所とする。	×	閉所とする。
	街かどデイハウス	×			
障害者（児）福祉	障害福祉センターハートフル	△	貸室は、閉館。生活介護等事業は、感染予防に留意しながら実施	△	貸室は、閉館。生活介護等事業は、感染予防に留意しながら実施
	障害者就労支援センターかしの木園	○	感染予防に留意しながら事業を実施	○	感染予防に留意しながら事業を実施
	障害者生活支援センターともしび園	○			
	あけぼの学園	○	通園バスは自主登降園の協力を呼びかけ。	○	通園バスは自主登降園の協力を呼びかけ。
	すくすく親子教室	○	親子ひろばは中止。 見学・入所受付等は感染症対策を講じたうえで実施。	○	親子ひろばは中止。 見学・入所受付等は感染症対策を講じたうえで実施。
子育て支援	子育て支援総合センター	△	親子交流の場、一時預りは休止 相談業務、こんには赤ちゃん訪問等は感染予防対策及び相談者等の状況を確認の上継続	△	親子交流の場、一時預りは休止 相談業務、こんには赤ちゃん訪問等は感染予防対策及び相談者等の状況を確認の上継続
	子育てすこやかセンター	△	親子交流の場、就労等以外の一時預りは休止	△	親子交流の場、就労等以外の一時預りは休止

市公共施設の開館予定表

別添資料

○：通常どおりの開館、△：一部閉館、×：閉館

施設名		5/12 ～5/31 (前回)	対策等	6/1 ～6/20	対策等
体育館	市民体育館	×	予約受付は実施。	×	予約受付は実施。
	福井市民体育館	×		×	
	南市民体育館	×		×	
	東市民体育館	×	予約受付は実施。	×	予約受付は実施。
プール	西河原市民プール	×		×	
	中条市民プール	×	休業中（オフシーズン）	×	休業中（オフシーズン）
	五十鈴市民プール	×		×	
運動広場・グラウンド・庭 球場等	東雲運動広場グラウンド	×	施設の貸出しはしませんが、緊急事態宣言期間中、市民の皆さまの健康維持のため、9時～17時の間、施設を開放します。	×	施設の貸出しはしませんが、緊急事態宣言期間中、市民の皆さまの健康維持のため、9時～17時の間、施設を開放します。
	春日丘運動広場グラウンド	×		×	
	若園運動広場グラウンド	×		×	
	福井運動広場グラウンド	×		×	
	桑原運動広場グラウンド	×		×	
	桑原運動広場フットサル場	×		×	
	桑原ふれあい運動広場	×	×	施設の貸出しはしませんが、緊急事態宣言期間中、市民の皆さまの健康維持のため、9時～17時の間、施設を開放します。	
	中央公園北グラウンド	×	×		
	中央公園南グラウンド	×	×		
	鳥3号公園大グラウンド	×	×		
	鳥3号公園小グラウンド	×	×		
	西河原公園北グラウンド	×	×		
	西河原公園南グラウンド	×	×		
	若園公園グラウンド	×	×		
	水尾公園グラウンド	×	×		
	沢良宜公園グラウンド	×	×		
	忍頂寺スポーツ公園グラウンド	×	×		
	東雲運動広場庭球場	×	×		
	春日丘運動広場庭球場	×	×		
	福井運動広場庭球場	×	×		
	桑原運動広場庭球場	×	×		
	若園公園庭球場	×	×		
	西河原公園北庭球場	×	×		
	西河原公園南庭球場	×	×		
	忍頂寺スポーツ公園庭球場	×	×		
	郡山公園庭球場	×	×		
	西河原公園屋内運動場	×	×		
	春日丘運動広場弓道場	×	×		
	IBALAB@広場	△	広場利用の新規予約受付を停止する。	△	広場利用の新規予約受付を停止する。
	忍頂寺スポーツ公園・竜王山荘	×	予約受付は実施。	×	予約受付は実施。

市公共施設の開館予定表

別添資料

○：通常どおりの開館、△：一部閉館、×：閉館

施設名		5/12 ～5/31 (前回)	対策等	6/1 ～6/20	対策等
コミュニティセンター	葦原コミュニティセンター	×	貸室予約受付は実施。	×	貸室予約受付は実施。
	中津コミュニティセンター	×		×	
	庄栄コミュニティセンター	×		×	
	水尾コミュニティセンター	×		×	
	郡コミュニティセンター	×		×	
	西河原コミュニティセンター	×		×	
	穂積コミュニティセンター	×		×	
	畑田コミュニティセンター	×		×	
	東コミュニティセンター	×		×	
	豊川コミュニティセンター	×		×	
	彩都西コミュニティセンター	×		×	
	三島コミュニティセンター	×		×	
	大池コミュニティセンター	×		×	
	春日コミュニティセンター	×		×	
	東奈良コミュニティセンター	×		×	
	沢池コミュニティセンター	×		×	
	山手台コミュニティセンター	×		×	
玉櫛コミュニティセンター	×	×			
公民館	茨木公民館	×	予約受付は実施	×	予約受付は実施
	春日丘公民館	×		×	
	中条公民館	×		×	
	安威公民館	×		×	
	玉島公民館	×		×	
	福井公民館	×		×	
	清溪公民館	×		×	
	見山公民館	×		×	
	石河公民館	×		×	
	太田公民館	×		×	
	太田公民館分室	×		×	
	天王公民館	×		×	
	郡山公民館	×		×	
	耳原公民館	×		×	
	白川公民館	×		×	
西公民館	×	×			

市公共施設の開館予定表

別添資料

○：通常どおりの開館、△：一部閉館、×：閉館

施設名		5/12 ～5/31 (前回)	対策等	6/1 ～6/20	対策等
いのち・愛・ゆめセンター	豊川いのち・愛・ゆめセンター	×	貸室予約受付・相談業務（ユースプラザ事業含む）は実施。	×	貸室予約受付・相談業務（ユースプラザ事業含む）は実施。
	沢良直いのち・愛・ゆめセンター	×		×	
	総持寺いのち・愛・ゆめセンター	×		×	
文化施設	文化財資料館	×	休館とする	×	休館とする
	キリシタン遺物史料館	×	休館とする	×	休館とする
	川端康成文学館	×		×	
	市立ギャラリー	×		×	
プラネタリウム（天文観望室）		×		×	
青少年	上中条青少年センター	×	予約受付は実施	×	予約受付は実施
	青少年野外活動センター	×	予約受付は実施	×	予約受付は実施
図書館（富士正晴記念館含む。）		△	中央・中条・水尾・庄栄・穂積図書館・移動図書館で予約受付・予約資料の貸出を再開。 （大池・豊川・白川・天王・玉島・山手台・太田・彩都西分室を除く）	△	中央・中条・水尾・庄栄・穂積図書館・移動図書館で予約受付・予約資料の貸出を実施。 （大池・豊川・白川・天王・玉島・山手台・太田・彩都西分室を除く）
里山センター（森の学び舎）		×	5/31まで閉館（バーベキューも休止）	×	6/20まで閉館（バーベキューも休止）
公園駐車場	彩都西公園、彩都あかね公園、彩都はなだ公園、耳原公園	△	5月31日まで、駐車場を閉鎖。	△	6月20日まで、駐車場を閉鎖

市町村長様

大阪府知事 吉村 洋文

### 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組みについて

平素は、大阪府政へのご理解・ご協力をいただきお礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症に対する取組みにつきましても、ご協力いただき誠にありがとうございます。

府内では、これまで経験したことのない感染の急拡大を受け、4月25日から緊急事態措置を実施してきました。府民・事業者の皆様のご協力もあり、新規陽性者数は減少傾向となっております。しかし、依然として、1日平均約330名の新規陽性者数が発生するとともに、重症病床使用率及び軽症中等症含む全体の病床使用率も極めてひっ迫しています。

このような厳しい状況を踏まえ、本日、第51回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議を開催し、6月1日から6月20日までの、緊急事態措置に基づく要請内容を決定いたしました。その中で、「府有施設の休館」及び「道路・公園等での注意喚起等」についても別添のとおり決定いたしましたので、貴市町村におかれても、同様の対応についてご協力をお願いいたします。

あわせて、本会議で決定された要請内容について、ホームページやSNS等で周知いただくなど、ご協力いただきますようお願いいたします。

別添資料1 緊急事態措置に基づく要請

別添資料2 府有施設等の取扱いについて

別添資料3 第51回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議結果概要

(問い合わせ先)

代表：06-6941-0351

危機管理室 災害対策課

柴田・工藤・細谷 (内 4947、4948)

- ① 区域 大阪府全域
- ② 要請期間 緊急事態措置を実施すべき期間（6月1日～6月20日）
- ③ 実施内容

## ●府民への呼びかけ（特措法第45条第1項に基づく）

### ○ 不要不急の外出※は自粛すること

※ 医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものについては対象外

### ○ 不要不急の都道府県間移動は自粛すること

※ どうしても避けられない場合は感染防止策の徹底とともに、出発前又は到着地での検査を受診すること。  
(府民：法第45条第1項 府民以外：法に基づかない働きかけ)

### ○ 感染対策が徹底されていない飲食店等や酒類やカラオケを提供している飲食店等の利用を厳に控えること

○ 路上、公園等における集団での飲酒は自粛すること

○ 特に、20時以降の不要不急の外出自粛、混雑している場所や時間を避けて行動すること

○ 少しでも症状がある場合、早めに検査を受診すること

## ●大学等へのお願い（特措法第24条第9項に基づく）

- 授業は、人と人との接触をなるべく減らすため原則オンラインとし、  
困難な場合は、クラスを分割した授業や大教室の活用等により密を回避すること
- 発熱等の症状がある学生は、登校や活動参加を控えるよう、周知徹底すること
- 学生に対し、多人数の接触によるクラスター発生を抑制するため部活動の自粛を徹底すること
- 学生寮における感染防止策などについて、学生に注意喚起を徹底すること

## ●経済界へのお願い（特措法第24条第9項に基づく）

- **在宅勤務（テレワーク）等による、出勤者数の7割減をめざすこと**  
出勤者数削減の実施状況を各事業者が公表し、取組みを促進すること
- **職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組みを強力に推進すること**
- **休憩室、喫煙所、更衣室などでマスクを外した会話を控えること。**
- 高齢者や基礎疾患を有する方等、重症化リスクのある従業者、妊娠している従業者、同居家族に該当者がいる従業者について、テレワークや時差出勤等の配慮を行うこと
- 事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制すること
- 屋外照明（防犯対策上、必要なもの等を除く）の夜間消灯を行うこと（法に基づかない協力要請）
- 業種別ガイドラインを遵守すること

## ● イベントの開催について（府主催（共催）のイベントを含む）

（特措法第24条第9項に基づく）

### ➤ 主催者に対し、以下の開催制限を要請

平日（月～金）	【収容率※1】50%以内かつ【人数上限※1】5,000人、【営業時間短縮】21時まで※2
休日（土・日）	無観客・オンライン配信等での開催（規模や場所に関わらず全てのイベント※3）

- ※1 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要）  
収容定員が設定されていない場合は、十分な人と人との距離（1m）を確保できること
- ※2 飲食の提供は20時まで
- ※3 業務上必要なもの等は除く（以下は具体例）
  - ✓ 各種国家試験、資格試験
  - ✓ 業務上必要かつオンライン化や日程変更が困難な説明会、会議、研修、学会等

（イベントを開催する場合の要請内容）

- ◆ 業種別ガイドラインの遵守の徹底とともに、催物前後の「三つの密」及び飲食を回避するための方策を徹底。  
参加者の直行・直帰を確保するための周知・呼びかけ等を徹底。
- ◆ 国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入、又は名簿作成などの追跡対策の徹底
- ◆ 全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるようなイベントを開催する際は、そのイベントの開催要件等について、大阪府に事前に相談すること

# ●施設について

## 飲食店等への要請（特措法第45条第2項に基づく）

施設の種類	内 訳		要請内容
飲食店等	<b>【飲食店】</b> 飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店等（宅配・テイクアウトサービスを除く） <b>【遊興施設】</b> キャバレー、ナイトクラブ、インターネットカフェ・マンガ喫茶※等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗	酒類提供(利用者による酒類の店内持ち込みの場合を含む)又はカラオケ設備提供を <b>する場合</b>	施設の休止
	<b>【カラオケ】</b> カラオケ店(食品衛生法の飲食店営業許可を受けていない店舗を含む)	酒類提供(利用者による酒類の店内持ち込みの場合を含む)又はカラオケ設備提供を <b>しない場合</b>	営業時間短縮(20時まで)

※ インターネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長期滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は、営業時間短縮要請の対象外。ただし、入場整理の実施や、酒類提供（利用者による持ち込みを含む）・カラオケ設備の使用の自粛を要請。

### 【営業にあたっての要請事項】

※ 実施状況をホームページ等で広く周知すること（法に基づかない働きかけ）

（特措法第45条第2項に基づくもの）

○利用者へのマスク会食実施の周知及び正当な理由なく応じない利用者の入場禁止（退場を含む）

○アクリル板の設置等

○上記のほか、特措法施行令第12条各号に規定される措置（従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、手指の消毒設備の設置、施設の消毒、施設の換気）

（特措法第24条第9項に基づくもの）

○CO2センサーの設置

○業種別ガイドラインの遵守を徹底

## ●施設について

飲食店以外への要請（特措法第24条第9項に基づく）

### （1）休止要請をしない施設（政令第11条関連）

施設の種類	内 訳	要請内容
社会福祉施設等	保育所、介護老人福祉施設等	感染防止対策の徹底
学校、大学、学習塾等	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾等	部活動の自粛 オンラインの活用
図書館	図書館	感染防止対策の徹底 適切な入場整理(法に基づかない働きかけ)
商業施設 (生活必需物資販売施設)	生活必需物資の小売関係（食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品、燃料等）の店舗	感染防止対策の徹底
サービス業 (生活必需サービスを提供する店舗)	生活必需サービス（理美容、銭湯、貸衣裳屋、不動産屋、質屋、獣医、クリーニング、冠婚葬祭、ごみ処理関係等）を営む店舗	適切な入場整理 酒類提供（利用者による持ち込みを含む）の自粛 カラオケ設備の使用自粛

※ 上記以外に、医療施設、住宅・宿泊施設、交通機関、工場、金融機関・官公署等も休止要請の対象外（感染防止対策の徹底（業種別ガイドラインの遵守の徹底）を要請）

## ●施設について

飲食店以外への要請（特措法第24条第9項に基づく）

### （2）休止等を要請する施設（床面積1000㎡超の施設）

施設の種類	内 訳	要請内容	
		1000㎡超	
		平日	休日（土・日）
商業施設	大規模小売店、百貨店、ショッピングセンター（地下街を含む）等（生活必需物資の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗を除く）	<b>【営業時間】</b> 20時まで  <b>【その他】</b> 入場整理等 （法に基づかない働きかけ）	休止
遊技施設	マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター等		
遊興施設	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場等		
サービス業	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステサロン、リラクゼーション 等		

※1000㎡以下の施設は平日・休日に関わらず、営業時間短縮（20時まで）、入場整理等の協力を依頼（法に基づかない働きかけ）

# ●施設について

## 飲食店以外への要請（特措法第24条第9項に基づく）

### （2）休止等を要請する施設（床面積1000㎡超の施設）

施設の種類	内 訳	要請内容		
		平日	休日（土・日）	
			1000㎡超	1000㎡以下
運動・遊技施設	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、スポーツジム、ホットヨガ、ヨガスタジオ	<b>【人数上限・収容率】</b> 人数上限5000人 かつ収容率50%以内  <b>【営業時間】</b> ・ イベント： 21時まで ・ イベント以外： 20時まで（※1）	<b>【イベント（※2）】</b> 無観客・オンライン配信等での開催  <b>【イベント以外】</b> 休止	<b>【イベント（※2）】</b> 無観客・オンライン配信等での開催  <b>【イベント以外】</b> <b>（人数上限・収容率）</b> 人数上限5000人 かつ収容率50%以内 <b>（営業時間）</b> 20時まで （法に基づかない働きかけ） <b>（その他）</b> 入場整理等 （法に基づかない働きかけ）
博物館等	博物館、美術館等	<b>【その他】</b> 入場整理等 （法に基づかない働きかけ）		<b>（その他）</b> 入場整理等 （法に基づかない働きかけ）

※1：1000㎡以下の施設は働きかけ

※2：運動・遊技施設で実施される全国大会等を含む

# ●施設について

## 飲食店以外への要請（特措法第24条第9項に基づく）

### （3）イベントに準じた取扱いを要請する施設

施設の種類	内 訳	要請内容		
		平日	休日（土・日）	
			1000㎡超	1000㎡以下
劇場等	劇場、観覧場、演芸場	<b>【人数上限・収容率】</b> 上限5000人 かつ収容率50%以内  <b>【営業時間】</b> ・イベント： 21時まで ・イベント以外（※2）： 20時まで（※3、4）  <b>【その他】</b> 入場整理等 （法に基づかない働きかけ）	<b>【イベント】</b> 無観客・オンライン配信等での開催  <b>【イベント以外（※2）】</b> <b>（人数上限・収容率）</b> 上限5000人 かつ収容率50%以内 <b>（営業時間）</b> 20時まで（※3、4） <b>（その他）</b> 入場整理等（法に基づかない働きかけ）	
遊興施設	ライブハウス※1			
集会・展示施設	公会堂、展示場、文化会館、多目的ホール等			
ホテル・旅館	ホテル・旅館 （集会の用に供する部分に限る）			
運動・遊技施設	テーマパーク、遊園地、 野球場、ゴルフ場、陸上競技場、 屋外テニス場、ゴルフ練習場、 バッティング練習場 等			
映画館	映画館	<b>【イベント】</b> 無観客・オンライン配信等での開催 <b>【イベント以外（※2）】</b> 休止		

※1：飲食店営業許可を受けている施設について、飲食店と同様の要請（飲食営業は20時まで等）

※2：運動施設の観客を入れない個人の練習・プレー、映画館の通常営業等はイベント以外に該当

※3：映画館は21時まで

※4：1000㎡以下の施設は働きかけ

## ●施設について

飲食店以外への要請（特措法第24条第9項に基づく）

### （3）イベントに準じた取扱いを要請する施設

施設の種類	内 訳	要請内容	
		平日	休日（土・日）
結婚式場	結婚式場	<ul style="list-style-type: none"><li>・酒類提供・カラオケ設備の使用自粛（法45条2項）</li><li>・営業時間短縮：20時まで（法45条2項）</li><li>・その他、飲食店と同様の要請（法45条2項、24条9項）</li></ul> <ul style="list-style-type: none"><li>・1.5時間以内の開催（法に基づかない働きかけ）</li><li>・参加人数50人又は収容定員50%のいずれか小さいほう（法に基づかない働きかけ）</li></ul>	
葬祭場	葬祭場	<ul style="list-style-type: none"><li>・酒類提供（持込みを含む）の自粛（法に基づかない働きかけ）</li></ul>	

● 公共交通機関（地下鉄、バス等）への協力依頼 （法に基づかない働きかけ）

【依頼内容】

- ◆ 終電時刻の繰上げ
- ◆ 主要ターミナルにおける検温の実施

# 府民の皆さまへのお願い

緊急事態措置期間中は、できるだけ  
**外出はやめてください**

【外出される場合は、以下の場合に限定してください】

- ◆ 医療機関への通院
- ◆ 食料・医薬品・生活必需品の買い出し
- ◆ 必要な職場への出勤（できるだけテレワークをしてください）
- ◆ 屋外での運動や散歩
- ◆ その他、生活や健康の維持に必要なもの

## 緊急事態措置コールセンター

特措法に基づく要請内容などにかかる府民や事業者からの問い合わせに対応するため、コールセンターを設置

### 【コールセンターの概要】

開設時間：平日9時30分～17時30分

※ただし、本日5/28(金)は対策本部会議終了後、22時まで  
5/29(土)、5/30(日)は9時30分～17時30分

開設

受付電話番号：06-7178-1398

※府ホームページ上にもFAQを掲載予定

## 【府有施設の休館】

人出の抑制をはかるため、以下の府有施設を休館（実施期間：6月1日～6月20日）

① 府有施設のうち、不特定多数の方が集まる集客施設を原則休館

例) 博物館、文化芸術施設、図書館※、万博記念公園

※事前予約図書の貸出サービス（利用者負担による郵送、平日窓口）等は実施

② 府有施設のうち、貸館・貸会議室、体育館・競技場、公園（府営公園、府民の森）にある

体育館・テニスコート・野球場等の貸施設の原則休館

※ 公園自体の利用は可。府が管理する公園駐車場は原則閉鎖するが、車いす利用など、自動車を使用しなければ来園が困難な方は、利用可。

※ ②の施設及び万博記念公園内の競技場等について、業務上必要な各種試験や会議等の実施、全国大会等・イベントの無観客やオンライン開催は、利用可。

## 【府が管理する道路・公園等における注意喚起等について】

路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動に対して必要な注意喚起等の取組を行う。（実施期間：6月1日～6月20日）

※ 「施設の休館」及び「道路・公園等での注意喚起等」について、府内市町村に対し、同様の対応の協力を依頼

各位

## 第51回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議結果概要

日頃から府政の推進にご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

第51回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議の概要について、以下のとおり報告いたします。

1. 日時 : 令和3年5月28日(金) 18時40分から19時35分まで
2. 場所 : 大阪府新別館南館8階 大研修室

**【結果概要】****(1) 現在の感染状況・療養状況等****(感染状況・療養状況)**

- ・7日間毎の新規陽性者数は、緊急事態宣言発出後の5月上旬以降、減少しているが、1日平均約330名の新規陽性者数が発生しており、依然高水準。
- ・重症者数は、シミュレーションよりも大きく減少しているが、病床確保計画に基づく確保病床(224床)に対する重症病床使用率は113.8%(5月27日現在)と100%を大きく超過。軽症中等症病床使用率も、約6割と、依然ひっ迫している。

**(滞在人口の推移)**

- ・繁華街の滞在人口について、今回の緊急事態措置期間と3月との比較では、梅田・なんばとも、大きく減少(4~6割減)。平日よりも休日の減少率が大きい。

**(飲食店への見回り等)**

- ・府内の飲食店のうち、外観確認等により、20時以降も営業中であると思われる店を対象に実地調査を実施。特措法第45条第3項に基づく、営業時間短縮命令の事前通知を、17店舗を対象に実施済み。このまま応じなければ5月中に営業時間短縮命令を行う。
- ・昼間の見回りについて、府内の飲食店約7.5万店を対象に、感染防止対策の徹底及び措置内容の要請遵守のため、市町村と連携し、個別店舗訪問を実施済み。まん延防止等重点措置期間と比べると、緊急事態措置期間には、大阪市内では、臨時休業率が急増していることを確認。

**(2) 緊急事態措置に基づく要請等**

- ・医療提供体制のひっ迫状況等を踏まえ、引き続き、人流抑制等の観点から、措置を実施。期間は、6月1日から6月20日まで。
- ・イベントについては、平日(月~金)は、収容率50%かつ人数上限5000人、営業時間短縮21時までの開催制限。休日(土・日)は、無観客・オンライン配信等での開催を要請。
- ・飲食店については、引き続き、酒類提供(利用者による持込み含む)又はカラオケ設備提供する場合は、休止を要請。それ以外の場合は、20時までの営業時間短縮を要請。
- ・商業施設、遊技施設等について、1000㎡超の施設は、平日:20時までの営業時間短縮、休日:休止を要請。
- ・屋内の運動施設、博物館等について、1000㎡超の施設は、平日:収容率50%かつ人数上限5000人及び20時までの営業時間短縮、休日:休止を要請。
- ・劇場、公会堂、テーマパーク等について、休日は無観客・オンライン配信等での開催、平日は収容率50%かつ人数上限5000人、営業時間短縮21時までの営業時間短縮。1,000㎡を超える映画館は、休日:休止を要請。
- ・府有施設については、引き続き、不特定多数の方が集まる集客施設、貸館・貸会議室、体育館・競技場、公園にある体育館・テニスコート・野球場等の貸施設を原則休館とする。

恐れいますが、会議資料につきましては、以下のサイトからご覧ください。

(大阪府ホームページ) 大阪府新型コロナウイルス対策本部

[http://www.pref.osaka.lg.jp/kikaku\\_keikaku/sarscov2/51kaigi.html](http://www.pref.osaka.lg.jp/kikaku_keikaku/sarscov2/51kaigi.html)

令和3年5月28日

大阪府危機管理監 森岡 武一